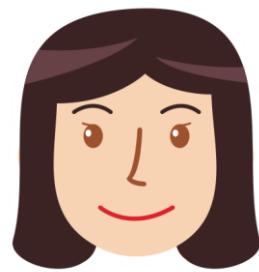


まだ早い？

遺言書は大切な人への あなたのメッセージ

あなたと あなたと



子どもたち



自筆証書遺言書の付言事項文例集

仙台法務局



遺言書は、 あなたのメッセージ！



付言事項とは…

遺言書は、自分自身の想いを相続（遺贈）というかたちで示し、同時にそれを法的に有効なものとするツールです。

遺言書を通して、お世話になった人への感謝、家族や自分が大切にしてきたものへの気持ちや願いなどを伝えることが一般的に行われていますが、この感謝や気持ち、願いを伝える文章を「付言事項」といいます。

遺言書を書いてみましょう！

自筆証書遺言書は、相続トラブルを防ぐだけでなく、この「付言事項」を活用して、あなたの想いをメッセージとして伝えることができる、すばらしいツールであり、このメッセージを確実に伝えるために、法務局へ遺言書を預けることもできるようになりました。

この文例集は、皆様が遺言書を書いてみようと思ったときに参考となる付言事項の文例を、代表的な事案ごとにまとめたものです。



いつでも、書いていいんです！

遺言書は、原則として15歳以上の方であれば誰でも作成することができます。

老齢を理由としなくとも、いつでも、書きたいときに書くことができるのです。

例えば、社会人になったとき、結婚したとき、子どもが生まれたとき、昇進したとき、自宅を購入したとき、孫が生まれたとき、退職したときなど…

人生の節目に遺言書を書く、家族構成などが変わったら書き直す…

この文例集が、皆様のお役に立てば幸いです。

想いはあるけど、それを書くのはちょっと…。「付言事項」を書きたくない方も遺言書は作成できます。

想いの伝え方はいろいろ。あなたしくメッセージを残せば、きっと大切な方も喜ぶのではないでしょうか。

あなたの大切な人のために、遺言書を！



あなたの大事な遺言書を まちがいなく大切な人へ！

でも、どうやって？

法務局の遺言書保管制度は、令和2年7月から開始された新しい制度です。

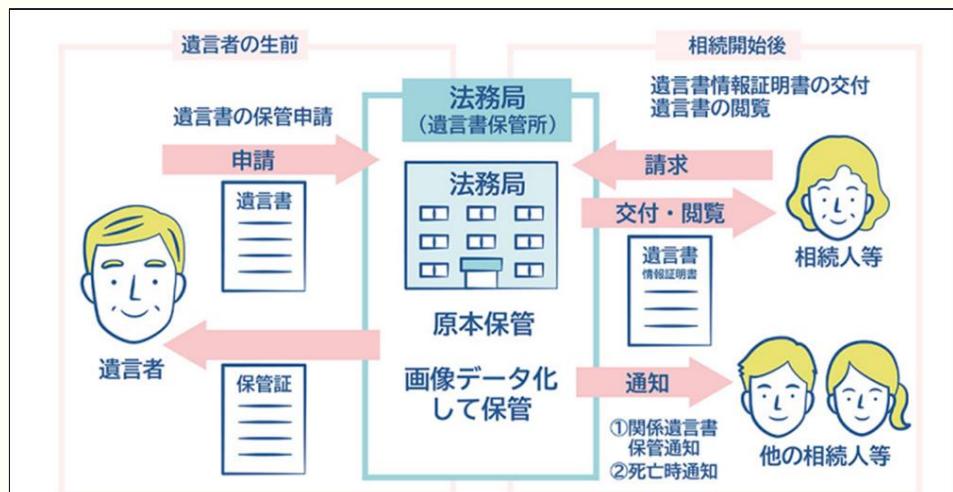
自筆証書遺言は、手軽かつ自由度の高い方式というメリットがあるものの、せっかく作成された遺言書が遺言者の死亡後、相続人に発見されなかったり、一部の相続人等に改ざんされたりするというデメリットがあると言われています。



法務局の遺言書保管制度を利用すれば・・・

- 1 法務局が確実に保管するので、遺言書の紛失や盗難、偽造や改ざんを防ぐことができます。
- 2 この制度を利用すると、裁判所の検認手続が不要になります。
- 3 希望者には、遺言者が死亡した後に、法務局が遺言書を預かっていることを相続人等に通知することができます。
- 4 手数料は1通3900円で、更新手数料なども不要です。

遺言書管理制度の概要は下のイメージ図のとおりです。
ご不明な点は、法務局にお尋ねください。



あなたが書いた遺言書は、法務局の遺言書管理制度を利用して安全に保管し、確実に大切な人に届けましょう。

あなたの大切な遺言書は、法務局へ！

目 次

◆遺言書の作成例(基本的な文例)	1
◆文例集(付言事項付き)	
(典型的な例)	
①同居している二男に遺産をすべて渡したい場合	2
②夫婦だけで子どもがいない(夫の父母は存命)場合で、妻に全財産を残したい場合	2
◇コラム「遺留分侵害について」	2
③相続人以外の方に遺産をすべて渡したい場合	3
④妻が自宅に住み続ける権利(配偶者居住権)を確保する場合	3
◇コラム「配偶者居住権について」	3
⑤二男に農業(農業経営に関する全ての財産)を継がせる場合	4
⑥長男に墓や仏壇を継がせる(祭祀承継者を指定する)場合	4
(相続権のない人や団体に遺贈する例)	
⑦事実婚の相手に譲る場合	4
⑧孫に財産を譲る場合	5
⑨財産の一部を寄付する場合	5
(条件付きで財産を譲る例)	
⑩母親の面倒を見ることを条件に相続させる場合	5
⑪ペットの世話を条件に財産を譲る場合	6
◇コラム「ペットに関する遺言について」	6
(様々な状況に応じた例)	
⑫遺産の分割を一定期間禁止する場合	6
⑬生前贈与分を相続財産に加えないようにする場合	7
◇コラム「特別受益の持ち戻しについて」	7
⑭寄与分についてはっきりさせたい場合	7
⑮相続人を廃除する場合	8
⑯認知症の妻の後見人選任を依頼する場合	8
⑰過去に作成した遺言書の一部を撤回・訂正する場合	8

【遺言書の作成例(基本的な文例)】

※作成する際は、必ず自書してください。

遺 言 書

遺言者〇〇太郎は、次のとおり遺言する。

※あなたの氏名

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

1 遺言者は、遺言者が有する次の財産を、遺言者の妻〇〇花子（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

(1) 土地

宮城県仙台市〇〇区〇〇町 〇〇番〇

宅地 〇〇〇・〇〇平方メートル

(2) 建物

宮城県仙台市〇〇区〇〇町〇〇番地〇 家屋番号 〇〇番〇

木造かわらぶき2階建 居宅

1階 〇〇・〇〇平方メートル 2階 〇〇・〇〇平方メートル

(3) 遺言者名義の預貯金

2 遺言者は、遺言者名義の株式会社××の株式2万株を、遺言者の長女〇〇和美（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

3 遺言者は、前記1、2に記載した財産以外に、遺言者の有する財産があった場合、そのすべてを妻花子に相続させる。

※遺言執行者を指定する場合の書き方の例です。

4 遺言者は、妻花子を遺言執行者に指定する。

※付言事項の書き方の例です。

5 妻の花子には、最後までいろいろと苦労をかけました。長年にわたり連れ添ってくれて本当にありがとうございます。感謝しています。

和美もお父さんの大事な娘です。お母さん共々、身体に気をつけて幸せに暮らしてください。

令和〇年〇月〇日

※この遺言書を書いた日付

住所 宮城県仙台市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

※あなたの住所

〇〇太郎 印

※あなたの氏名 ※必ず押印します

【文例集(付言事項付き)】

※作成する際は、必ず自書してください。

(典型的な例)

①同居している二男に遺産をすべて渡したい場合

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

- 1 遺言者は、遺言者が有するすべての財産を、遺言者の二男〇〇次夫（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

※付言事項の書き方の例です。

- 2 お母さんが亡くなった後、長年、面倒を見てもらった次夫には、同居している不動産を始め、全財産を相続させることで報いたいと望んでいます。
長男の一雄は、弟に異議を述べることなく、これからも兄弟仲良く助け合っていってください。

②夫婦だけで子どもがいない（夫の父母は存命）場合で、妻に全財産を残したい場合

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

- 1 遺言者は、遺言者が有するすべての財産を、遺言者の妻〇〇花子（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

※付言事項の書き方の例です。

- 2 自分に何かあったとき、花子が安心して暮らせるように、この遺言書を作成しました。
花子と出会うことができてとても幸せでした。感謝しています。
これから先、少しでも花子の人生の支えになればと、私の全財産を花子に相続させたいと思います。
父さんと母さんには、どうか私の遺志を理解して、花子を支えてあげてください。よろしくお願ひします。

遺留分侵害について



遺留分は、法律で定められた権利です。一部の人が多く相続すると、他の人は軽んじられたような気持ちになるかもしれません。相続分を決めるに当たっては、その点も考慮して遺言書を作成しましょう。

一部の人に多く相続させる場合は、「自分がなぜそのような遺言をしたのか」を付言事項としてきちんと伝え、遺産争いが起こらないようにすることが重要です。

※作成する際は、必ず自書してください。

③相続人以外の方に遺産をすべて渡したい場合

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

- 1 遺言者は、遺言者が有するすべての財産を、宮城県仙台市△△区××町○○番○○号に在住の□□陽子（昭和○○年○○月○○日生）に遺贈する。

※付言事項の書き方の例です。

- 2 □□陽子さんには、いろいろと面倒を見てもらい、本当に感謝しています。恩返しをしたいと考え、私の財産を贈ることにしました。
子どもたちには、不動産や金融資産を生前に贈与しているので、どうか陽子さんへの配慮を頼みます。

④妻が自宅に住み続ける権利（配偶者居住権）を確保する場合

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

- 1 遺言者は、遺言者の妻○○花子（昭和○○年○○月○○日生）に、遺言者が所有する次の建物の配偶者居住権を遺贈する。※建物の表示は省略
- 2 遺言者は、遺言者の長男○○一雄（昭和○○年○○月○○日生）に、次の建物の負担付所有権を遺贈する。※建物の表示は省略
- 3 遺言者は、長男一雄に、次の土地の所有権を相続させる。※土地の表示は省略

※付言事項の書き方の例です。

- 4 妻花子には、先々の心配をすることなく自宅に住み続けてほしいと考え、配偶者居住権を活用することにしました。
一雄は、お母さんの面倒をちゃんと見てくれると信じていますが、どうか父の想いを受け止めて、お母さんを大切にしてください。

配偶者居住権について



配偶者居住権は、相続開始時に被相続人の財産に属した建物に居住していた場合に、配偶者が無償で住み続けることができる権利で、配偶者の老後の安定した生活を確保するために創設されたものです。この権利は、遺産分割協議等によって取得することができますが、遺言によることもできます。例えば、相続人が配偶者と被相続人の先妻の子という場合に、居住権のトラブルを回避する手段として有効です。

※作成する際は、必ず自書してください。

⑤二男に農業（農業経営に関する全ての財産）を継がせる場合

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

- 1 遺言者は、二男の〇〇次夫（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）を農業の跡継ぎと指定し、以下の農業経営にかかるすべての財産を相続させる。
- (1) 土地・建物 ※表示は省略
 - (2) 農機具、備品（肥料、種苗等を含む）のすべて
 - (3) △△農業協同組合の遺言者名義の預金

※付言事項の書き方の例です。

- 2 高校卒業後、私を助けて農業経営を続けてくれた次夫には、本当に感謝しています。
ほかの子どもたちの相続分は、次夫と比べて少ないですが、代々続く農業を継いでくれる次夫のことを考え、遺留分の請求をしないようお願いします。

⑥長男に墓や仏壇を継がせる（祭祀承継者を指定する）場合

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

- 1 遺言者は、〇〇家の祭祀承継者を長男の一雄（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に指定する。△△霊園の墓地の永代使用権及び墓石、仏壇、位牌のほか、祭祀に必要な財産を一雄に相続させる。
- 2 祭祀に必要な費用として、遺言者名義の〇〇銀行〇〇支店の定期預金（口座番号〇〇〇〇〇）を祭祀承継者である一雄に相続させる。

※付言事項の書き方の例です。

- 3 一雄は、お盆やお彼岸、先祖の命日などには供養を怠らず、墓を守っていってください。
ほかの子どもたちは、先祖を大事にする気持ちを忘れず、また、一雄の今後の負担を考え、遺留分の請求をしないようお願いします。

（相続権のない人や団体に遺贈する例）

⑦事実婚の相手に譲る場合

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

- 1 遺言者は、遺言者が有するすべての財産を、宮城県仙台市△△区××町〇〇番〇〇号に在住の内縁の妻□□理恵（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に遺贈する。

※付言事項の書き方の例です。

- 2 お互いの価値観を尊重して婚姻届は出しませんでしたが、理恵には、妻として最後までよく面倒を見てもらいました。これまで連れ添ってくれて本当にありがとうございます。感謝しています。
先妻の子どもたちには、生前に財産を贈与しているので、どうか理恵への配慮をお願いします。

※作成する際は、必ず自書してください。

⑧孫に財産を譲る場合

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

- 1 遺言者は、遺言者が有する財産のうち、次のものを孫の△△翔太（平成〇〇年〇〇月〇〇日生）に遺贈する。
 - (1) 遺言者名義の〇〇銀行〇〇支店の定期預金（口座番号〇〇〇〇）のうち、金5百万円
 - (2) 自宅の私の部屋に飾っている〇〇画伯の絵画（〇号）1点

※付言事項の書き方の例です。

- 2 ほかの孫たちは不満に思うかもしれません、翔太は幼いころから私の食事の世話や話し相手などをしてくれました。
絵を描くことが好きな翔太の勉強に役立ててもらいたいと考え、感謝の気持ちを込めて前記の財産を贈ります。

⑨財産の一部を寄付する場合

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

- 1 遺言者は、難病研究に役立てるため、遺言者が有する遺言者名義の〇〇銀行〇〇支店の定期預金（口座番号〇〇〇〇）の全額を、医療法人〇〇総合研究所（東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号）に遺贈する。

※付言事項の書き方の例です。

- 2 私が長年苦しんだ〇〇病の治療に関する研究が進み、この病気で苦しむ人が一日でも早くいなくなることを願って、些少ですが前記の財産を贈ることにしました。〇〇総合研究所のこの病気に関する研究に役立ててもらえれば幸いです。
子どもたちの相続分が減っていますが、父の想いを尊重するようお願いします。

（条件付きで財産を譲る例）

⑩母親の面倒を見るなどを条件に相続させる場合

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

- 1 遺言者は、遺言者が有する次の財産を長男の〇〇一雄（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。※財産の表示は省略
- 2 長男一雄は、母親花子と同居の上、同人が生存中、その生活費として月〇〇万円を毎月末日まで以下の同人名義の銀行口座に振り込むこと。
※銀行口座の表示は省略

※付言事項の書き方の例です。

- 3 妻花子の老後の安定した生活のために、長男の一雄にお母さんの面倒を見てもらいたいと考え、ほかの子どもたちよりも多く財産を相続させることにしました。一雄は、どうか父の願いを受け止めて、お母さんを大切にしてください。
ほかの子どもたちも、お父さんの想いやお母さんの幸せを考えて、遺留分の請求をしないようにお願ひします。

※作成する際は、必ず自書してください。

⑪ペットの世話を条件に財産を譲る場合

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

- 1 遺言者は、遺言者の愛犬タロウ（柴犬・オス）を、宮城県仙台市△△区××町○○番○○号に在住の□□陽子（昭和○○年○○月○○日生）に遺贈する。
- 2 前項記載の犬が遺言者の生存中に死亡しないこと、受遺者□□陽子が前項の遺贈を放棄しないことを条件に、次の財産を同人に遺贈する。
(1) 遺言者名義の○○銀行○○支店の定期預金（口座番号○○○○○）のうち、金2百万円

※付言事項の書き方の例です。

- 3 私が亡くなった後のタロウの幸せを考えると、タロウがよく懐いている陽子さんに面倒を見てもうことが一番よいと考えました。陽子さんにはご負担をおかけしますが、どうかタロウを可愛がってあげてください。
どうかよろしくお願ひいたします。

ペットに関する遺言について



ペットの世話を依頼する遺言には法的効力はありませんが、ペットを引き受けることを条件に財産を遺贈することはできます。亡くなった後のペットのことが心配であれば、世話を引き受けてくれる人の承諾を得て、遺言を作成しておきましょう。

（様々な状況に応じた例）

⑫遺産の分割を一定期間禁止する場合

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

- 1 遺言者の財産のうち、別紙目録に記載の事業用の資産のすべてを、家業継続のために、その分割を5年間禁止する。※目録は省略
- 2 第1項に記載以外の財産は、各相続人の法定相続分に従って相続させる。
- 3 禁止期限後は、弁護士○○○○（宮城県仙台市△△区××町○○番○○号）に遺産分割方法の指定を委託する。

※付言事項の書き方の例です。

- 4 私が手がけた事業の継続と円滑な承継のために、必要な手続を弁護士の○○先生にお願いしました。この手続のために事業用の資産の分割を5年間禁止しますので、了解してください。
相続人全員が同意すれば分割はできると聞きましたが、父がこの事業に注いてきた夢や熱意をどうか尊重してください。

※作成する際は、必ず自書してください。

⑬生前贈与分を相続財産に加えないようにする場合

※あなたの財産を誰に渡したいのかを書きます。

- 1 遺言者が長男の〇〇一雄（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）の結婚時に住宅資金として援助した1千万円については、特別受益の持ち戻しを免除する。

※付言事項の書き方の例です。

- 2 長男の一雄には、お母さんの面倒や、先祖の供養などいろいろと経済的な負担をかけることになるので、過去の援助を生前贈与として考慮しないことにしました。
ほかの子どもたちも、お父さんの想いを尊重し、兄弟仲よく、助け合って幸せに暮らしてください。

特別受益の持ち戻しについて



遺言者からの多大な学費の援助や住宅資金、結婚資金、独立資金の援助などは、相続のときに特別受益として相続分から差し引きます。これが「特別受益の持ち戻し」です。「特別受益の持ち戻し」は遺言によって免除することができます。免除するときは、どのような贈与を免除するのか（上記の例の場合は「結婚時の住宅資金1千万円」）を明記する必要があります。

⑭寄与分についてはっきりさせたい場合

※あなたの財産を誰に渡したいのかを書きます。

- 1 遺言者は、遺言者が有する次の財産を長女の〇〇和美（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。※財産の表示は省略

※付言事項の書き方の例です。

- 2 長女の和美は、高校卒業後20年にわたり、家業の青果店を他の従業員の3分の1の給料で手伝い続け、店を大きくすることに貢献してくれました。本当に感謝しています。
前項以外の財産については、子どもたちにそれぞれ法定相続分どおり相続させてるので、父の希望を受け入れ、前記財産については、和美の寄与分として認めてほしい。

※作成する際は、必ず自書してください。

⑯相続人を廃除する場合

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

- 1 遺言者の長男〇〇一雄（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）を相続人から廃除する。

※遺言執行者を指定する場合の書き方の例です。

- 2 本遺言の遺言執行者として、弁護士〇〇〇〇（宮城県仙台市△△区××町〇〇番〇〇号）を指定する。

※付言事項(廃除の理由)の書き方の例です。

- 3 一雄は、高校生のころから家出を繰り返し、無断で財産を持ち出すことも数えきれないほどあった。注意しても暴力をふるい、平成〇年〇月には、遺言者は肋骨を折られるなど全治6か月のけがを負い、入院生活も強いられた。別途、医師の診断書を添付する。

一雄には、これ以上家族に迷惑をかけず、真人間となって生きてほしい。

⑯認知症の妻の後見人選任を依頼する場合

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

- 1 遺言者は、遺言者が有する次の財産を、遺言者の妻〇〇花子（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。※財産の表示は省略
- 2 前項以外の財産を長男一雄（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）、長女〇〇和美（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に等分に相続させる。
- 3 長男一雄は、早急に妻花子の後見人選任の手続をとること。

※付言事項の書き方の例です。

- 4 父亡き後、一雄と和美は協力して、母花子の療養看護に努めてほしいと願っています。そのための費用は花子の相続分から支出し、足りない場合は、一雄と和美が相続した財産の中から支出してくれるようお願いします。

⑰過去に作成した遺言書の一部を撤回・訂正する場合

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

遺言者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に作成した公正証書遺言の第1項を取り消し、以下のとおり変更する。

- 1 遺言者は、遺言者が有するすべての財産を、遺言者の二男〇〇次夫の妻裕子（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に遺贈する。

※付言事項の書き方の例です。

- 2 妻が亡くなった後、長年、面倒を見てもらった二男の次夫に全財産を相続させることで報いたいと望んでいましたが、残念なことに私よりも先に次夫が亡くなつたため、次夫の妻裕子に全財産を譲ります。

長男の一雄は、父の希望に異議を述べることなく、これからも裕子さんと次夫の子どもたちを助けてあげてください。

法務局で、やっています！

法務局における遺言書保管制度をご利用ください！

遺言は、相続をめぐる紛争を防止するために有用な手段とされています。

遺言の中でも、自筆証書遺言は、自書さえできれば遺言者本人のみで作成でき、手軽で自由度の高いものですが、遺言者本人の死亡後、相続人等に発見されなかったり、一部の相続人等により改ざんされる等のおそれが指摘されています。

そこで、自筆証書遺言のメリットは損なわず、問題点を解消するための方策として、法務局において自筆証書遺言書をお預かりする制度、「自筆証書遺言書保管制度」が創設されました。

ご自身の財産をご家族へ確実に託す方法の一つとして
自筆証書遺言をご検討される場合は、ぜひ本制度をご活
用ください。



ご注意いただきたいこと

この文例集は、遺言書保管制度を利用される皆様の参考としていただくために、一般的な事例を整理して取りまとめたものであり、法務局が遺言内容としての効力を保証するものではありません。

遺言書の作成に当たり、権利関係が複雑であったり、争いが発生しそうな場合は、事前に弁護士や司法書士等の法律専門家に相談されることをお勧めします。

※本文例集を作成するに当たり、以下の図書を参考にしました。

- ・比留田薰「令和版 遺言の書き方と相続・贈与」令和元年 主婦の友社
- ・江崎正行「改訂新版 みんなが安心！簡単に書ける！遺言書」令和元年 二見書房
- ・遠藤常二郎ほか「遺言と任意後見の実務」令和2年 三協法規

◇本文例集についてのお問合せは、
仙台法務局供託課（☎022-225-5735）までお願いします。